○国土交通省告示第千五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年八月十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

アリノ木谷

二　砂防法第二条の土地の表示

平成二十九年国土交通省告示第三百五十三号で指定した土地の区域

○国土交通省告示第千五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅命第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

一　アリノ木谷

平成二十九年国土交通省告示第三百五十三号で指定した土地の区域

○国土交通省告示第千五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

アリノ木谷

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

愛媛県東温市則之内

字比巴坂　乙一二五二番四
乙一二五三番及び乙一二五四番
乙一二五六番
乙一二五七番一及び乙一二五七番二
乙一二五八番
字筒ヶ谷　丙一七四番
丙一八八番一から丙一八八番四まで
丙一八九番一から丙一八九番四まで
丙一七五番五及び丙一七五番八
丙一九〇番一から丙一九〇番三まで
字北ノヲク
字蟻ノ木
字蛇持
丙一九一番三
丙一九一番一三から丙一九一番一五まで
丙一九一番一七から丙一九一番二〇まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県東温市則之内

字比巴坂　乙一二五二番一　一号
乙一二三三番一　四号
乙一二三二番一　五号
乙一三二一番一　六号及び七号
乙一三三二番二　八号
字筒ヶ谷　丙一八八番三　二号
字ヒワ坂　丙一八七番一　三号
丙一八七番三　九号及び十号

○国土交通省告示第千五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浦川原沢入沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市浦川原区桜島

字沢ノ入　七五九番　一号及び二号
七六五番一　十四号及び十五号
七六六番　十六号及び十七号
七四八番　二十号
字コウチ山　七六七番　十八号
新潟県上越市浦川原区岩室
字大金沢　九一一番一　三号及び四号
九一〇番三　五号
九〇六番二　六号
九〇五番二　七号
九〇三番二　八号及び九号
九〇二番二　十号
字筋返　九二一番子　十一号
九二〇番　十二号及び十三号
九一七番五　十九号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱二十一号から四十四号までを順次結んだ線及び標柱二十一号と四十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市浦川原区岩室
字大金沢　八七三番一　二十一号及び二十二号
八七〇番一　二十三号から二十六号まで
八七〇番三　二十七号
八六九番一　二十八号及び二十九号
八八一番　三十号
八八〇番二　三十一号
八七九番　三十二号から三十六号まで
八九二番一　三十七号及び三十八号
八七八番　三十九号及び四十号
八七七番一　四十一号から四十三号まで
八七六番二　四十四号

○国土交通省告示第千五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年八月十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

永迫谷二

二　砂防法第二条の土地の表示

令和五年国土交通省告示第三百六十二号で指定した同号二に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第千五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十四日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

永迫谷二

二　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県えびの市大字坂元の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線、九点と十点を市道苧畑高野線の道路敷に沿って結んだ線、十点から十七点までを順次結んだ線及び一点と十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°03′54.1502″	130°50′56.6888″
2	32°03′54.6151″	130°50′57.0283″
3	32°03′54.7119″	130°50′57.6774″
4	32°03′53.8578″	130°50′59.4291″
5	32°03′54.2005″	130°50′59.8756″
6	32°03′54.8027″	130°51′03.0166″
7	32°03′54.7912″	130°51′06.9929″
8	32°03′54.3968″	130°51′07.0608″
9	32°03′52.4554″	130°51′03.6074″
10	32°03′51.6523″	130°51′02.9735″
11	32°03′51.8982″	130°51′01.9529″
12	32°03′53.5757″	130°51′00.5297″
13	32°03′53.2335″	130°50′59.4224″
14	32°03′53.3611″	130°50′59.0166″
15	32°03′54.0151″	130°50′58.0235″
16	32°03′54.2816″	130°50′57.3748″
17	32°03′54.0651″	130°50′56.7794″